

仕様書

1 業務名

令和2年度 県産品 EC 販売拡大支援事業業務委託

2 業務の目的

当業務は、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛や外食需要の減少等により、売上げが低迷している観光物産品（工芸品を含む）や、県産農林水産物及び関連加工食品を対象に、利用が拡大している EC 市場において、大手 EC サイト等を活用した Web 物産展を開催するとともに、割引クーポンの発行による販売促進を行うことで、EC を活用した県産品の販売を拡大するとともに、県内事業者の EC 活用を促進し、EC を県内事業者の販売チャネルの一つにしていくことを目的とする。

3 履行期間 契約締結日から令和3年3月31日まで

4 委託内容

(1) 販売促進キャンペーン

大手オンラインストア（楽天市場、Amazon、Yahoo!ショッピング等）において、開催期間や訴求品目を合わせた共通の大分県産品の販売促進キャンペーンを行う。

また、各オンラインストアが開催するイベントやセール企画に合わせたキャンペーンを展開する。

- ① 大分県産品の旬の時期を捉え、多くの大分県産品を取り扱う販売促進キャンペーンを行うこと。販売促進キャンペーンは、各オンラインストアの特徴を發揮しつつ、独自性のある展開とすること。
- ② 販売促進キャンペーンに当たっては、各オンラインストア内に大分県産品の魅力を最大限に訴求する特設サイトを設置し、広く PR・誘客を図ること。
- ③ より多くの消費者に大分県産品の魅力を訴求し、購買意欲を高めるため、効果的な広告誘導及び PR 施策を行うこと。
- ④ より多くの消費者が大分県産品を購入し、その魅力に触れてもらうための施策として、大分県産品の販売促進につながるクーポンキャンペーンを行うこと。クーポンの割引率は30%、実施回数は12月・2月の2回以上とし、大分県産品以外に使えるクーポンは不可とする。
- ⑤ 販売促進キャンペーンは、新規購入者の拡大及びリピーターの確保により、大分県産品の販売拡大につながるよう配慮すること。
- ⑥ 業務状況をモニタリングし、スピード感を持つて的確に対応すること。

- ⑦ (3) ①で提示した目標 KPI の各種数値を達成した場合も、予算の限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

(2) 出店（出品）者の確保

新たに EC を活用する大分県内の事業者を拡大し、販売促進キャンペーンに参加する事業者を確保するとともに出店（出品）者のサポートを行う。

- ① 販売促進キャンペーンの実施に当たっては、十分な出店（出品）者や商品数を確保すること。
- ② 新たに出店（出品）する大分県内の事業者等を拡大するため、新規出店（出品）者の募集・リクルーティングを行うとともに、画像やテキストに対するアドバイス等、出店（出品）に関するサポートを行うこと。
- ③ EC における販売を代行または支援する大分県内事業者と連携し、大分県内の出品者の販売拡大をサポートすること。

(3) 効果検証

出店者や大手オンラインストアなどに対し、定期的に調査を実施し、本委託事業における実績や課題、評価等を把握・分析すること。

- ① 大分県産品の販売促進に資する EC を活用した効果的な取組としてその効果検証のスキームや、目標 KPI（目標売上は必須とする。）を具体的に提示し、大分県と協議の上、実施すること。

(4) その他の取組

(1) から (3) のほか、EC 市場における大分県産品の販売促進に資する取組や大手オンラインストア以外での取組、大分県産品のイメージアップやブランド化につながる取組など、EC を活用した施策を実施する。

4 成果物（報告書）等

- (1) 事業実施結果報告書（A4 版）紙媒体 1 部及び DVD-ROM 1 枚
- (2) 提出場所 大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課
- (3) 提出期限 令和 3 年 3 月 3 1 日

5 その他

(1) 業務実施にあたっての留意事項

- ① 受託者は、業務の実施にあたっては、委託者と十分に協議・連絡を取り合い、委託者の指示及び監督を受けること。
- ② 各業務上で必要となるアポイントメントや転載許諾など、全て受託者の責任におい

て行うこと。

- ③ 本業務に関連して第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた場合で、当該申し立てが受託者の責めに帰すべき事由によるときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ④ この仕様書に定めのない事項等については、別途協議し決定する。

（２）業務の実施体制

- ① 本業務の実施に当たり、十分な経験を有する業務全体を統括する責任者を置くこと。
- ② 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配すること。また、業務実施体制表を作成し、委託者へ提出すること。
- ③ 統括責任者は、業務執行の進捗状況を常に把握し、定期的に委託者へ口頭もしくは書面で報告すること。